

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「平成__年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔） ① 円

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の㉑）（黒字の時は0） ②
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の㉑①)(黒字の時は0) ③
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の㉑②)(黒字の時は0) ④
(③+④) ⑤
不動産所得の損失額（一面の3の㉒）（黒字の時は0） ⑥
山林所得の損失額（一面の3の㉓）（黒字の時は0） ⑦
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計 (②+⑥+⑦) ⑧

事業 営業 必要経費不算入損失額 (① x ②/⑧ x ③/⑤) ⑨
(組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)の②)の金額) + ⑨ ⑩
事業 農業 必要経費不算入損失額 (① x ②/⑧ x ④/⑤) ⑪
(組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の⑥(収支内訳書(農業所得用)の②)の金額) + ⑪ ⑫
不動産 必要経費不算入損失額 (① x ⑥/⑧) ⑬
(組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の②(収支内訳書(不動産所得用)の⑤)の金額) + ⑬ ⑭
山林 必要経費不算入損失額 (① x ⑦/⑧) ⑮
(組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦(山林所得収支内訳書(課税事業者用)の②)の金額) + ⑮ ⑯

【組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

【組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④（収支内訳書（一般用））は⑩欄の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

【組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

【組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の⑥（収支内訳書（農業所得用））は⑫欄の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

【組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

【組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②（収支内訳書（不動産所得用））は⑭欄の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

【組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

【組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は⑯欄の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

二面

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「平成__年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉔） ① 円

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の㉑）（黒字の時は0） ②
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の㉑①)(黒字の時は0) ③
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の㉑②)(黒字の時は0) ④
(③+④) ⑤
不動産所得の損失額（一面の3の㉒）（黒字の時は0） ⑥
山林所得の損失額（一面の3の㉓）（黒字の時は0） ⑦
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計 (②+⑥+⑦) ⑧

事業 営業 必要経費不算入損失額 (① x ②/⑧ x ③/⑤) ⑨
(組合事業に係る青色申告決算書(一般用)の④(収支内訳書(一般用)の②)の金額) + ⑨ ⑩
事業 農業 必要経費不算入損失額 (① x ②/⑧ x ④/⑤) ⑪
(組合事業に係る青色申告決算書(農業所得用)の⑥(収支内訳書(農業所得用)の②)の金額) + ⑪ ⑫
不動産 必要経費不算入損失額 (① x ⑥/⑧) ⑬
(組合事業に係る青色申告決算書(不動産所得用)の②(収支内訳書(不動産所得用)の⑤)の金額) + ⑬ ⑭
山林 必要経費不算入損失額 (① x ⑦/⑧) ⑮
(組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦(山林所得収支内訳書(課税事業者用)の②)の金額) + ⑮ ⑯

【組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

【組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④（収支内訳書（一般用））は⑩欄の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

【組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

【組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の⑥（収支内訳書（農業所得用））は⑫欄の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

【組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

【組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②（収支内訳書（不動産所得用））は⑭欄の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

【組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

【組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は⑯欄の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

二面